

【別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A017313
	至	令和3年3月31日	法人名	公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会		
設立登記日(注)	平成25年4月1日		
法人の目的	宅地建物取引にかかる一般消費者の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を推進するための事業、公益の増進に寄与する事業、宅地建物取引業の適正な運営を確保する事業及び会員の指導及び連絡に関する事務を行い、宅地建物取引業の健全な発達を図ることを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	鳥取県	鳥取市川端2丁目125番地	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)	法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて一般消費者の利益の保護並びに宅地建物取引業の健全な発展に寄与することを目的として、宅地建物取引業法に基づき宅地建物取引業を営む者を会員と位置づけており、当該条項には合理的な必要性がある。		
社員の数(公益社団法人のみ)	295 人		

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	47,264,333 円		47,013,176 円
収入>費用の場合の対応	<p>剰余金が生じた理由については、収入において、新規入会を6会員で予算措置していたが10会員の入会があり入会金が3,100千円増加したこと。費用においては、例年6月と11月に実施している空き家・空き土地及び不動産こまりごと無料相談会について、6月実施を中止するなど新型コロナウイルス感染防止のため、各種事業の取り止めや規模縮小により支出額が減少したことによるものである。</p> <p>令和3年度も新型コロナウイルスの影響で例年通りの儀業が実施できない可能性はあるものの、イエとち鳥取サイトのリニューアル事業のために令和3、4年度で7,000千円の事業費を見込んでいるほか、令和23年度の不動産会館新築を目指して令和3～22年度に81,645千円余りの資金積立を予定しており、支出が大幅に増加する見込みである。</p>		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		76.1 %
①	公益実施費用額	44,913,176 円
②	収益等実施費用額	7,413,936 円
③	管理運営費用額	6,664,371 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	0 円	うち個人から	0 円
		うち法人から	0 円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	3,700 円
-------------	---------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	75,952,369 円	負債額	6,547,536 円
		正味財産額	69,404,833 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	44,913,176 円
遊休財産額	53,023,612 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		993,054 円
①	公益目的増減差額	△ 4,529,306 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	5,522,360 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	0 円
(うち、退職手当の額)	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。